

IATA Dangerous Goods Regulations 第 68 版（2027 年）の主な変更点（REV.1）

本資料は、弊社危険物訓練を受講された皆様の学習目的として、IATA 危険物規則書（DGR）第 68 版における主な変更点をまとめたものです。

実際の航空危険物輸送の実務に際しては、本資料のみに頼らず、必ず最新の DGR を参照のうえ、適切な取り扱いを行ってください。

導入（Introduction）

一般理念（General Philosophy）

サプライチェーンの安全性（Safety of the supply chain）

- ・ サプライチェーンを構成する各ステークホルダーのうち、荷主（Shipper）の役割に関する記述が、以下のとおり、より詳細な内容に改定された。
荷主は、サプライチェーンを通じて輸送される危険物について、UN 番号およびプロパー SHIPPING ネームによる分類を行い、適切な容器を調達するとともに、安全規則を遵守して梱包、マーキング、ラベリング、および書類作成を適正に行う責任を負う。

Section 1 : 適用（Applicability）

1.2.7 適用除外（Exceptions）

- | | |
|-------|---|
| 1.2.7 | <ul style="list-style-type: none">・ 規則の適用が除外される危険物の対象に、新たに輸血用の血液および血液成分が追加された。主に、臓器、血液、および血液成分を使用可能な状態に維持するための機器（危険物を含むもの）を対象としている。・ データロガーや貨物追跡装置（Cargo Tracking Devices）に含まれる電池の種類に、新たにナトリウムイオン電池が追加された。 |
|-------|---|

1.4 運航者の責任（Operator's Responsibilities）

- | | |
|-------|---|
| 1.4.2 | <ul style="list-style-type: none">・ 従業員への情報提供の項目が改定され、運航者の危険物の取り扱いに関する規定類を常に最新の状態に保つ必要がある旨の説明が追加された。・ 運航者の承認を得たうえで携行が認められる危険物について、従業員向けの取り扱い手順を定めることが必須要件となった。 |
| 1.4.3 | 運航者の承認を得たうえで携行が認められる危険物について、承認の基準を定めることを求める記述が追加された。その基準は、火災が発生した際に、安全に着陸するまでの間、その状況を制御できることが可能であることを保証するものであり、運航者による安全リスク評価によって実証されなければならない。 |
| 1.4.4 | 運航者の承認を得たうえで携行が認められる危険物について、運航者は、承認を求める乗客に対する要件を定めなければならないことが追加された。 |

Section 2 : 制限 (Limitations)

2.3 乗客・乗員が携行する危険物 (Dangerous Goods Carried by Passengers or Crew)

2.3.0.1	乗客・乗員による携行が認められる「個人使用を目的とした (for personal use) 危険物」について、以下の説明が追加された。 個人使用を目的とした危険物には、最終的に他者が使用する以下の物品が含まれる場合がある。 ・ 贈り物 ・ 業務で使用するために雇用主から従業員に支給された携帯用電子機器 ・ 患者のケアのために医療従事者や供給業者が携行する医療機器 販売や配送を目的として携行される危険物を含む物品は、個人使用とはみなされない。
2.3.0.9	2.3 全般において、回路が組み立てられていない、独立した複数のリチウム電池（セル）が 1 つのケースに収められている場合は、ケース内にあるすべての電池（セル）のリチウム金属含有量またはワットアワー(Wh)を合計した値を基準として扱わなければならないとの説明が追加された。 ただし、携帯型の医療機器については、運航者が個別に特別な扱いを承認した場合は例外となる。
2.3.1	持ち込み禁止物品 (Forbidden Goods) ・ 人を無力化する機器 (Disabling Device) の注記に、次の記述が追加された。 この規定は、州の法執行機関および警察機関の職員に支給される無力化装置や電気ショック兵器にも適用される。 ・ 対象物品に、新たに 100Wh を超過するパワーバンク (Power Bank) が追加された。
2.3.2.2 to 2.3.2.4	防漏型湿式蓄電池、ニッケル水素電池または乾電池で駆動する車椅子/移動補助機器 (Wheelchairs/Mobility Aids with Non-Spillable Batteries, Nickel-Metal Hydride Batteries or Dry Batteries) 非防漏型蓄電池により駆動する車椅子/移動補助機器 (Wheelchairs/Mobility Aids with Spillable Batteries) リチウム電池により駆動する車椅子/移動補助具 (Wheelchairs/Mobility Aids with Lithium Batteries) ・ 運航者が承認を適切に判断できるよう、旅客に対して事前に必要な情報・申請要件を明確に周知し、必要な情報を提出してもらう仕組みを整えることが求められる。
2.3.2.4	リチウム電池により駆動する車椅子/移動補助具 (Wheelchairs/Mobility Aids with Lithium Batteries) ・ 電池が機器にインストールされた状態で輸送する場合のワットアワー制限が、現在の「制限なし」から、「300Wh」に変更された。 ・ 携行が認められる予備バッテリーの制限が変更され、300Wh を超過しない範囲で最大 1 個までとなった。また、電池のワットアワー制限は、電池ごとではなく、機器ごとの合計であることが明記された。
Table 2.3.A	第 67 版では、Table 2.3.A として、見開き 2 ページにまとめられている「乗客・乗員による携行が認められている危険物」の表が、3 つに分割された。

Table 2.3.B Table 2.3.C	- Table 2.3.A 運航者による承認を必要とする危険物 - Table 2.3.B 運航者の承認を必要としない危険物 - Table 2.3.C 持ち込み禁止物品（暫定的なものであり、DGR70 版（2029 年）では削除される予定。）
2.3.5.8	電池を含む携帯電子機器（医療用機器を含む）、予備電池、パワーバンク（Portable Electronic Devices (PED) (Including Medical Devices) Containing Batteries, Spare Batteries and Power Banks) - 第 67 版では同一の取り扱いとなっていた、予備バッテリー（Spare Batteries）とパワーバンク（Power Bank）が明確に区別された。 100Wh を超過しないパワーバンクは、最大 2 個までの携行が認められる。 - 予備バッテリーは、従来の 20 個という上限が 18 個に引き下げられた。 - 携帯電子機器の持ち込み制限は、変更なく 15 個となっている。 - 本年 4 月に施行されたパワーバンクの機内での取り扱いについて、以下の記載が追加となった。 (a) 持ち込み手荷物にのみ含めることが出来る。 (b) 機内でパワーバンクに充電してはならない。 (c) 地上走行中、離陸・着陸中、または乗務員の指示があったその他の場合は、携帯用電子機器の充電に使用してはならない。 (d) 機内では他の電子機器を充電すべきではない。(should)
2.4 航空郵便による危険物輸送（Transport of Dangerous Goods by Post）	
2.4.4	機器に組み込まれたリチウム電池を輸送する許可を得た郵便局が掲載されているウェブページの URL が掲載された。 Website: https://www.upu.int/en/Postal-Solutions/Programmes-Services/Postal-Supply-chain/Security#dangerous-goods
2.5 運航者の所有する危険物（Dangerous Goods in Operator's Property）	
2.5.1.5	電池駆動の電子機器（Battery-Powered Electronic Equipment） 乗員が運航中に使用する電子機器と予備電池に加えて、パワーバンクが規則の適用除外の対象に追加された。ただし、これらの電子機器の携行および使用、ならびに予備バッテリーおよびパワーバンクの携行に関する条件は、運航マニュアルに記載されていなければならない。
2.6 微量危険物（Dangerous Goods in Excepted Quantities）	
2.6.2.2	微量危険物の規定の適用対象が物質（Substances）のみであり、物品（Articles）には適用されない旨の記述が追加された。
2.8.1 政府例外規定（State Variations）	
-	- アルゼンチン、フィリピン、スリランカ、およびウクライナのコードが、ISO に適合するように変更された。 - ニューカレドニア（NCG）やノーフォーク島（NFG）を含む 17 の国と地域について、例外規定が変更された。
2.8.3 運航者例外規定（Operator's Variations）	

-	・ 昨年と同様、いくつかの例外規定について、その意味や意図を変更することなく、表記を統一するために編集上の修正が行われた。変更の大部分は、相互参照の表記や文言を統一するためのものである。 ・ 既存の規定を繰り返しているもので、それ以上に厳しい制限を課すものではない例外規定は削除された。 ・ 航空機の型式ごとのドライアイス搭載量の制限など、各社の社内手順を通じて管理する方が適切な個別の規定についても、修正または削除が行われた。
---	--

Section 3 : 分類 (Classifications)

クラス 2 ガス類 (Gasses)

3.2.5.2.6	エアゾールの内容物が特定のクラスや区分、および特定のパッキング・グループにも該当する場合に、航空輸送禁止の対象となることが追加された。
-----------	---

クラス 6 毒物および病原性物質 (Toxic and Infectious Substances)

3.6.2.2.2.1	・ 病原性物質 Category A について、UN2814 または UN2900 への分類は、感染源となった人間または動物の既知の病歴および症状、当該地域の流行状況、または感染源となった人間または動物の個別の状況に関する専門的判断に基づいて行わなければならないことが追加された。 ・ また、ある物質が Category A の基準を満たすか否か疑義がある場合は、Category A に含めなければならないとし、新たな健康上の事態に対応するために、政府間機関や国の所管当局から最新情報を入手することができるとの記述が追加された。
-------------	--

クラス 9 その他の危険物 (Miscellaneous Dangerous Goods)

3.9.2.6	リチウム電池 (Lithium Batteries) ・ 以下の新たな UN 番号・プロパー SHIPPING 名称が追加された。 UN3536 Lithium metal batteries installed in cargo transport unit ・ 国連試験の 38.3.2.2.(c) に基づき修理、再生、または再製造といった処理が行われ、変更が加えられた電池は、試験済み電池とは異なるものとみなされる場合があるとの注記が追加された。 ・ 新規に追加された特別規定 A235 に基づく、リチウムイオン電池のセルとナトリウムイオン電池のセルによる「ハイブリッド電池」の要件が追加された。
3.9.2.7	ナトリウムイオン電池 (Sodium Ion Batteries) ・ 以下の新たな UN 番号・プロパー SHIPPING 名称が追加された。 UN3564 Sodium ion batteries installed in cargo transport unit

3.11 更に詳細な試験のために輸送されるサンプル (Transport of Samples for Further Testing)

3.11.4.2	自己反応性物質 タイプ C の規定に基づき輸送される特定の有機物質の試料について、分類に関する追加事項が盛り込まれた。
----------	---

Section 4 : 識別 (Identification)

4.2 危険物リスト (List of Dangerous Goods)

-	以下の UN 番号およびプロパー SHIPPING 名称が新たに追加された。 - UN 3561 Chlorophenols, corrosive, toxic, solid, n.o.s. ★ - UN 3562 Chlorophenols, corrosive, solid, n.o.s. ★ - UN 3563 Lithium metal batteries installed in cargo transport unit - UN 3564 Sodium ion batteries installed in cargo transport unit
---	--

4.4 特別規定 (Special Provisions)

-	規定の変更 : - A26、A103 : Refrigerating machines に関する既存規定に、Heating machines も含まれることが追加された。 - A88 : 少量生産および年間生産の定義に関する不明確さを解消するために記述が改定された。 - A107、A185、A213、A225、A228 : リチウム電池およびナトリウム電池に関する記述が追加された。 - A214 : バッテリー駆動の車両とバッテリー駆動の機器の分類、およびその違いに関する追加のガイダンスが追加された。 規定の追加 : - A235 : リチウムイオン電池とナトリウムイオン電池の双方を含むハイブリッド電池の分類に関する規定。 - A236 : 最新の MRI 装置の輸送を円滑にするための規定。 - A239 : 特別規定 A801 の内容を踏襲するものであり、これに伴い特別規定 A801 は削除された。 - A808 : 表 4.2 において廃止対象となった危険物の再分類に関する規定。 規程の削除 : - A801 : A239 が新規追加となり、同様の内容である A801 は削除された。
---	--

Section 5 : パッキング (Packing)

パッキング・インストラクション (Packing Instruction)

PI967	Section II に該当する機器組み込みのリチウムイオン電池(PI967)、リチウム金属電池(PI970)、ナトリウムイオン電池(PI978)のパッケージに求められるバッテリー
PI970	マークについて、マークが不要となる条件として以下の注記が追加された。

PI978	機器にセルまたはバッテリーが含まれており、かつ 1 個以上のボタン・セルが含まれている場合、そのボタン・セルは、制限個数には含まない。
-	次のパッキング・インストラクションが改定された。 PI130, 200, 220, 222, 378, 459, 497, 570, 603, 650, 950, 951, 952, 955, 962, Y963, 964, 965, 966, 967, 968, 969, 970, 972, 975, 978.

Section 6 : 容器の規格および性能試験 (Packaging Specifications and Performance Tests)

-	全ての輸送モードに共通する国連モデル規則に適合するため、いくつかの記述が改定された。
---	--

Section 7 : マーキングとラベリング (Marking and Labeling)

7.1 マーキング

Figure 7.1.C	バッテリーマーク (Battery Mark) DGR63 版 (2022 年) まで有効であった、荷主の電話番号が表示されているバッテリーマークの使用は、2026 年 12 月 31 日をもって経過措置が終了するため、その旨の注記が削除された。 備考 : 「DGR 第 68 版の主な変更点」では、「バッテリーマークの当該箇所のみを受託不備の理由とすべきではない。荷主は、最新版のバッテリーマークを使用することが推奨される。」との説明がなされている。
7.1.7	オーバーパックのマーキング (Markings of Overpacks) 1 つのオーバーパックに複数の UN 番号の危険物が含まれる場合に関する注意が、以下の詳細説明に改定され、記載例として Figure 7.1.F が追加された。 1 つのオーバーパックに複数の UN 番号の危険物が含まれる場合、中に含まれる個々の梱包の数にかかわらず、UN 番号およびプロパー SHIPPING ネームごとに合計正味量を 1 つ表示すればよい。その場合、危険物の総量は UN 番号ごとに記載する必要がある。(図 7.1.F を参照)

7.2 ラベリング

7.2.2.3.1	ラベルの仕様 (Label Specifications) 従来の「特に示されている場合を除き、仕様の変更は認められない。」という記述が、「各種輸送モードに対応する見本ラベルであって、そのラベルの明白な意味に影響を及ぼさない程度の軽微な差異があるものについても、使用が認められる。」に改定された。
-----------	--

Section 8 : 書類

8.1 危険物申告書 (Shipper's Declaration for Dangerous Goods)

8.1.6.9.2	Step 6 の Quantity and Type of Packing 欄の記載方法に関する記述において、All packed in one などいくつかの「例外を除く」との説明が追加された。
-----------	--

Section 9 : 取り扱い

9.3 危険物の隔離 (Incompatible Dangerous Goods)

9.3.2.2	爆発物の隔離 (Separation of Explosive Substances and Articles) - 爆発物同士の隔離区分について、第 67 版では、「1.4B は、1.4S 以外の爆発物との間で隔離が求められる」とされていたが、「隔離区分 C, D, E は隔離が求められない」との記述が変更された。 - 運航者の所属する国による承認または適用除外に基づき輸送される爆発物については、隔離区分または貨物室ごとの NEQ (正味火薬量) に関して、更なる制限が課される場合があるとの記述が追加された。
---------	--

Appendices : 付録

Appendix A 用語集 (Glossary)

A	新たな用語の追加、および既存の用語の削除と説明内容の変更が行われた。 追加 : AIR WAYBILL、PRESSURE VOLUME PRODUCT (pV-product) 削除 : AERO-ENGINES 変更 : CARGO IMP、CYLINDERS、EXTERNAL CARRIAGE、FILLING RATIO、GHS、LARGE PACKAGINGS、等
---	--

Appendix B 単位および記号 (Nomenclature)

B.2.2.1	一般的な略号 (General Abbreviations) NEW — Net Explosive Weight が削除された。
B2.2.4	IATA Cargo Special Handling Codes 項目の名称が「IATA Cargo IMP Codes (Special Handling Codes)」から変更となった。DGR68 版の用語解説では、「Cargo XML」という名称に

	置き換わるとの説明になっている。 ・ IMP — Interchange Message Procedure が廃止された。
Appendix C 現在割り当てられている物質 (Currently Assigned Substances)	
Table C.2	List of Currently Assigned Organic Peroxides in Packages 有機過酸化物のリストにて、物質の追加と削除が行われた。

(変更履歴)

2026 年 9 月 4 日 発行

2026 年 9 月 17 日 2.3.5.8 携帯電子機器の持ち込み制限を修正。

本資料の正確性については万全を期しておりますが、利用者が本資料を用いて行う一切の行為について、当社は何ら責任を負うものではありませんのでご了承ください。

本資料に関するお問い合わせはこちらまで。 NCA Japan 株式会社 E-mail cbta.ncaj@nca.aero